

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 39

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

## ○高額の電子マネーを購入する方への声掛けを！

★今年、年明け早々、宗谷総合振興局管内の方がインターネットを利用していたところ、有料サイトに進み、会員登録等と表示されました。

その方が画面に記載されている電話番号に連絡したところ、**登録解除料を請求**され、**コンビニエンスストア**で店舗設置の情報端末を操作し、レジで支払い手続きをして**詐欺の被害**に遭いました。

高額の電子マネーを購入する方への声掛けを、コンビニの店員さんや皆さんもよろしくお願いします。(情報提供元：稚内警察署)



## ○ヤフー株式会社をかたる事業者にご注意を！

★SMSを用いて有料動画の未払料金の名目で金銭を支払わせようとする「ヤフー(株)を騙る事業者(偽ヤフー)」に係る相談が各地の消費生活センターに寄せられています。皆さんも十分に注意して下さい。(情報提供元：消費者庁)

## ☆ウェブサイト閲覧中のニセの警告音にだまされないで！！

【事例】・パソコンで動画を見ていたら、突然**警告音**が鳴り出し、止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた「**対策をする**」という表示のあった**電話番号に連絡**してしまった。電話の相手が、1万円ほど払えば音を消してくれるというので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、**不審**である。

## ☆商品が届かない。ネットでの買い物は慎重に！！！！

【事例】・孫娘が欲しがっているランドセルをインターネットで探したら、定価6万円のところ半額で販売しているサイトを見つけ、希望の色もあったので申し込んだ。翌日、受注メールが届き、振込先口座が記載されていたので振り込んだ。振り込み確認後、1週間で届くはずが**1ヶ月経っても届かない**。その後、メールや申込みフォームから**催促しても返信がない**。サイトにも住所、電話番号は書かれていない。**詐欺サイト**だったのか。

# 相談事例(稚内市消費者センター)

## ●「未成年者」のスマホやSIMカードの契約は・・・?!

### 【 相 談 内 容 】

市外に住む未成年の息子から、「同級生に名義貸しをしつこく頼まれ、止む無く、別の友人が勤める店舗に行きSIM(シム)カードの契約をしてしまった。」「契約をするだけで、支払料金は発生せず、相当のキャッシュバックもあると言われ、後日に現金を受け取った。その後、請求書が送られてきた。」という様な電話が親元にあった。同級生や店舗の友人、店長の言われるままに契約をした様なのだが、詳細な契約内容は分からない。この様な親の承諾を得ていない未成年者がした契約の代金を支払わなければならないのか、お聞きしたい。



### 【 対 処・結 果 】

事業者へ架電し、相談者の苦情等を伝えた。後日、担当者からの話しでは、「契約内容を確認すると本人が記入した契約書があり、SIMカードの他にスマホの契約もしており、商品は同級生が受け取ったようである。」「更に店舗の友人や店長も関与していたことが事業者側の調査で明らかになった。内部での協議の結果、契約金は免除、信用情報も取り消す」とのことであった。その旨を相談者に伝えると共に、息子さん本人は何も知らないとは言え、本人の意思で店舗に出向き、名前も記入するなど名義貸しの行為は携帯電話不正利用防止法に触れると思われること等を説明した。その後、事業者から割賦契約情報・信用情報等の消込作業終了の連絡があり、このことを相談者に伝え、相談対応を終えた。



困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談を活用ください! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(第2日曜日)実施しています。

○相談時間は午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○事前申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

向う3ヶ月の【実施日】 2月12日・3月12日・4月9日(4月は予定)

★稚内市くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413